

仕様書

1. 事業名

令和 5 年度ノートパソコンのレンタル(医薬品品質管理部)

2. 調達背景・目的

令和 4 年度より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品品質管理部では、製薬企業、規制当局、アカデミアの実務担当者による医薬品の品質確保・安定供給に関する課題の共有や意見交換等を通じ、医薬品GMPの適切な理解・運用の浸透や、品質管理上の課題の把握・解決を図ることを目的に、GMPラウンドテーブル会議を開催している。GMPラウンドテーブル会議はケーススタディ題材を用いたグループワークを含めたプログラムを提供しており、このグループワークでは、参加者合計約100名が小グループに分かれ、グループ討議を行う。そのため、ラウンドテーブル等における討議内容の書記や情報共有・検索用のインターネットアクセスが可能なノートパソコンとして、計 10 台のレンタルノートパソコンを調達する。

3. 契約期間

契約締結日から 2024 年 3 月 31 日 (レンタル期間は納品日から 2024 年 3 月 31 日)

4. 事業内容

(1) 数量

- ・ ノートパソコン(タブレット型除く) 10 台
- ・ マウス 10 個

(2) スペック条件

ノートパソコン

- ・ ディスプレイサイズ:13.3 インチ
- ・ OS:Windows 10 Pro 以上
- ・ CPU:Intel 社 Core i5(第 11 世代)相当以上
- ・ ソフト(サブスクリプション版ではないもの):Microsoft Excel、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Teams、Microsoft Edge、PDF Acrobat reader
- ・ メモリ:16GB 以上
- ・ ディスク(内部ストレージ):SSD 256GB 以上
- ・ 内蔵モニター:解像度 1920×1080 以上
- ・ カメラ:ウェブカメラ内蔵(フロントカメラ)
- ・ 無線LAN:内蔵型、IEEE802.11n 及び ac 対応
- ・ 内蔵マイク・スピーカー:有
- ・ 3.5mm ステレオミニジャック端子:有
- ・ 映像出力:有(HDMI) ×1
- ・ USB インターフェース:2ポート以上(USB2.0 以上に対応、うち 1 つは USB3.0 に対応)
- ・ 電源コネクタ:TypeC
- ・ キーボード:JIS 標準配列のキーボードを有すること。ただしテンキーは含まれていないこと。
- ・ 重量は、バッテリーを含み 1.5kg 以下

マウス

- ・ USB2.0 以上にて有線接続可能なこと

(3) 保守要件

- ・ Microsoft の Defender もしくは、ウイルス対策ソフト(無料ソフトは除く)がプリインストールされていること。
- ・ レンタル期間中は動産総合保険の付帯又は代替品への交換対応により、上記(1)及び(2)を満たすノートパソコンを継続的に使用できること。

(4) 納品

- ・ 納入期限:2023 年 10 月 2 日(月)
※ただし、やむを得ない事情で納入期限までの納入が難しい場合には、機構担当者とは相談して納入日を決定すること。
- ・ 納入場所:独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品品質管理部
(東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 12 階東)
- ・ 納入方法:上記納入場所へ発送すること。
- ・ インストール作業費、返却時梱包資材、輸送費等一切の費用を含めること。

5. 検収条件

4. (1)～4. (3)に記載の機器及びソフトウェア等の全ての納品完了をもって検収合格とする。ただし、検収後に、納品した機器等に不足が認められた場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。

6. 基本事項

(1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の規程を遵守すること。

- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報システム管理利用規程
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構個人情報管理規程
- ・ 協力医療機関が定める情報システム管理利用規程及び個人情報保護規程

(2) 参加制限

以下に掲げる事項に該当する事業者は受託者となれない。

- ① 機構の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② ①の親会社及び子会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規定」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。)
- ③ ①と同一の親会社を持つ事業者
- ④ ①から委託を受けるなど緊密な利害関係を有する事業者

7. 機密保持

受託者は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。また、落札者は「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。

8. 再委託

受託者は、本受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を機構担当者に申請し、承認を受けること。

申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、機構担当者に提出すること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、機構担当者に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

9. その他

本仕様書に掲げる事項のほか、本業務を遂行するために必要な事項については、機構と協議の上、合意した内容によるものとする。

10. 窓口連絡先

住 所: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 12 階東

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品品質管理部

担当者: 医薬品品質管理部 新村、小林

電 話: 03-3506-9446

メール: hinshitu●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。